

内閣関係、司法警察関係及び財務省予算について

主計局主計官 羽深 成樹

1 はじめに

私の所掌している内閣、司法警察、財務の各係は、その名称にも表れているとおり、様々な機関を担当している。平成16年度予算（政府案。以下同じ。）においては、表1に示されたとおり、その総額は、2兆5,938億円、対前年度比約281億円の減となっている。

予算の中身を見ると、国会や裁判所の機能、また警察庁や法務省の提供する行政サービスの性格からも分かるとおり、経費の約7割を人件費等の義務的経費が占めており、裁量的な政策経費の割合は相対的に低くなっている。

このような経費構造ではあるが、平成16年度においては、引き続き歳出改革を一層進める観点から、義務的経費、裁量的経費、公共投資関係費の経費区分に応じて経費の効率化・合理化を進めるとともに、構造改革の一層の推進に資する重点分野への配分を進めたところである。

以下、平成16年度予算のポイントとなる事項について説明することとしたい。

2 内閣官房・内閣府予算

(1) 情報収集衛星関係経費

情報収集衛星事業は、平成10年8月の北朝鮮当局によるミサイル発射を契機とした論議の結果、外交・防衛等の安全保障及び大規模災害等

(表1) 平成16年度一般会計歳出概算（内閣・司法警察・財務係）

(羽深主計官)

(単位：百万円、%)

区 分	平成15年度 当初予算額	平成16年度 概 算 額	対前年度 増△減額	備 考
皇 室 費	6,984	6,927	(△0.8) △57	
国 会	134,557	134,012	(△0.4) △545	
裁 判 所	317,831	315,444	(△0.8) △2,387	
会 計 検 査 院	19,625	20,272	(3.3) 646	
内 閣	92,808	92,597	(△0.2) △211	除く防衛関係費
内 閣 府	434,452	420,522	(△3.2) △13,930	除く公共事業 関係費、文教 施設費等
内閣本府等	175,460	163,599	(△6.8) △11,860	
警 察 庁	258,992	256,923	(△0.8) △2,069	
法 務 省	611,143	607,200	(△0.6) △3,944	
財 務 省	1,004,472	996,813	(△0.8) △7,659	除く国債費、 予備費等
計	2,621,873	2,593,787	(△1.1) △28,086	

(注) 1.上記の計数には、改革推進公共投資事業償還時補助等を含まない。

2.計数はそれぞれを四捨五入しているため、端数において合計に合致していないものがある。

の危機管理のために必要な情報収集体制の強化策として整備が進められてきている。

具体的には、我が国の自主開発による衛星4機（光学衛星2機、合成開口レーダ衛星2機）を打ち上げ、北海道、九州、関東の3箇所にあるアンテナで管制し、撮像した画像を東京市ヶ谷にある中央センターで画像処理・解析・処理した上で、外交・防衛・防災等の利用省庁に送付するものである。

導入時期については、平成10年12月の閣議決定においては、「平成14年度を目途に・・・導入する」とされ、15年3月28日に最初の導入機となる衛星2機（光学、合成開口レーダ各1）の打上げに成功し、軌道上での試験運用などが進められている。

なお、続いて、平成15年11月29日に、第1世代衛星の後続2機の衛星を搭載したH II-Aロケットの打上げを行ったが、ロケットの2本の固体ブースターのうち1本が分離出来ず、目的達成が不可能と判断されたため指令爆破され、打上げは失敗に終わっている。従って、当面、当初予定していた4機体制ではなく2機体制での情報収集活動を余儀なくされることとなった。今後の関係者による早急かつ徹底的な原因究明と、信頼性の確保に万全を期すための取り組みが必要不可欠である。

本事業については、平成10年度補正予算から平成15年度予算までで累計約3,182億円を計上してきている。平成16年度においては、後期2機の打上げ失敗に伴う維持管理体制の縮減を図りつつ、第1世代衛星の予備機2機（「次期衛星1」）の開発経費、第1世代衛星の後継機2機（「次期衛星2」）の研究経費として、計約632億円（対前年度比約▲13億円）を計上している。

(2) 遺棄化学兵器処理事業経費

第2次世界大戦において、旧日本軍が中国に遺棄した化学兵器については、総数について約70万発とも推定されている。近年に入っても、例えば、昨年8月に黒龍江省チチハル市において旧日本軍が埋設した化学兵器による毒ガスにより、多くの中国人に死傷被害を与える痛ましい事故が発生しており、我が国としても、平成9年の化学兵器禁止条約に則り、早急な対応を行う必要があるところである。

ただし、遺棄化学兵器は、既に遺棄されてから半世紀以上が経過し、容器等の変形、腐食が著しく、かつ爆発リスクのある大量の化学砲弾であり、その処理は、多くの危険を伴う、他国の歴史に例を見ない未曾有の難事業である。

我が国は、条約上の責務を誠実に果たすべく、内閣府に担当室を設け、外務省等の協力の下、中国当局と連携しながら処理を進めてきており、埋蔵量の少ない地点での発掘回収作業などは順調に進められてきている。他方、70万発のうち約67万発が埋設されているといわれる吉林省ハルバ嶺地区においては、現在、現地調査（地形・地質・気象調査等）等を行い、発掘・回収・保管等の各作業工程を行う地区の造成工事の準備や、処理に必要なインフラ（管理用道路等）の整備を進めている。

平成16年度予算においては、171億円（対前年度比▲136億円）の大幅減の予算となっているが、事業進捗を予算に反映させたものであり、今後、処理事業が本格的に進展するにつれ、多額の経費が必要となると見込まれている。

(3) 沖縄関係経費

平成16年度の内閣府沖縄関係予算は、総額2,935億円、対前年度▲138億円の減額となっている。この予算の大宗は、公共事業関係費（2,414億円、対前年度▲97億円）であるが、

非公共事業の分野においても、いくつか特徴的な予算があるので、紹介することとしたい。

平成16年度の沖縄関係予算は、新沖縄振興特別措置法の施行（平成14年4月）、沖縄振興計画の策定（平成14年7月）の3年目にあたり、厳しい財政事情の下で、自立型経済の構築等に向けて、産業・科学技術の振興に関する施策をはじめとする施策・事業を重点的に進めることを狙いとしている。

具体的には、沖縄産学官共同研究の推進（4.0億円）、沖縄における金融人材育成モデル事業（0.3億円）などを継続するほか、特別自由貿易地域振興事業（5.1億円）などの産業振興策や観光振興地域等振興事業（1.1億円）などの観光対策などにも引き続き重点を置いている。

このほか、沖縄の特殊性に配慮した特別の予算措置として、沖縄米軍基地所在市町村活性化特別事業（いわゆる島田懇談会事業、80.7億円）、沖縄全体の振興のための特別の予算措置（100億円、うち公共事業は50億円）、沖縄県の北部地域の振興のための沖縄北部特別振興対策事業（100億円、うち公共事業は50億円）が引き続き計上されている。

なお、産業・科学技術振興策の目玉施策として、沖縄における新大学院大学構想について紹介する。本構想は、沖縄における科学技術の研究基盤の形成を通じて、地域振興の核とすることを狙いとするものであるが、予算編成過程における折衝を経て、平成15年12月19日に、関係閣僚（官房長官、沖縄・北方担当大臣、科学技術政策担当大臣、財務大臣、文部科学大臣）による会合において、資料2の申し合わせが行われたところである。

【資料2】

4 関係閣僚による平成15年12月19日の
申し合わせの内容

1. 沖縄科学技術大学院大学（仮称）（以下「大学」という。）は、沖縄振興特別措置法第85条第2項に規定する大学として沖縄県恩納村に設置されるものとする。
2. 大学は、独自の運営方法の下、世界に開かれた最高水準の研究・教育の展開を通じて沖縄における科学技術の発展に寄与するとともに、自立型経済の構築と持続的発展に貢献することを目的とする。
3. 大学が設置されるまでの間の措置として、沖縄の研究基盤の整備等を行う法人（以下「整備法人」という。）を沖縄に設立し、そこで国際的に卓越した研究を実施するものとする。
4. 整備法人は、独立行政法人又はこれに類する法人として、平成17年度中に設立することとし、このため所要の法案を内閣府において準備し、できるだけ速やかに国会に提出するものとする。
5. 大学の開学については、整備法人に所属する国際的に卓越した研究を行う主任研究者が50人程度に達した時点を目処とするものとし、適切な時期に大学の設置申請を行うものとする。
6. 整備法人は、大学が設置された時点で廃止するものとし、開学後の大学の具体的なあり方に関しては、整備法人の実績等を踏

まえ、改めて検討するものとする。

7. 以上を前提として、平成16年度に、内閣府において、関係省の協力を得て整備法人の施設の基本設計等を実施することとし、これにより本構想の事業化を図る。

平成16年度予算においては、この申し合わせを踏まえ、先行的研究事業、施設の基本計画の作成、基盤整備法人の設立準備等の経費として、約29億円を計上している。

本プロジェクトについては、具体的検討において未成熟な部分が多い半面、多額の経費を要する構想のみが先行しているといった課題があるが、まずは、今後、研究基盤を形成する土台となる整備法人の立ち上げを進め、その実績等を見つつ、次なる段階を検討して行くこととなる。

なお、本構想における先端的な科学技術研究基盤の形成は、あくまで、沖縄の地域経済・産業の活性化に結びつくものでなければならず、そのためには、国の努力はもちろんではあるが、プロジェクトを成功に導く上では、何よりもまず、地元沖縄県や関係市町村などの主体的な参画が必要不可欠な要素であることを指摘しておきたい。

(4) 被災者に対する支援策の拡充について

自然災害の被災者に対する支援策については、阪神淡路大震災を契機とした議論の結果、平成10年の被災者生活再建支援法により、都道府県が造成した基金を活用し、国が半額を助成する仕組みが導入されている。

この被災者生活再建支援制度は、住宅が全壊した被災世帯等に対し、家財道具の買い替え、引越し代、医療費等に対する経費支援として、最大100万円を上限として支給するものである

が、住宅そのものの再建に対する支援をどうするかといった点については、当時結論が出されず、法附則第2条において「住宅が全半壊した世帯に対する住宅再建支援の在り方について、総合的な見地から検討を行う。」との条項が設けられるとともに、審議が行われた衆議院では5年後に制度を見直す旨の附帯決議が行われた。

平成15年度は、その5年後見直しの期限を迎え、7月には全国知事会が住宅再建支援制度の創設を求める決議を行ったところである。

本件については、自然災害の被災者の遺失した住宅に対する公費支援の要請が非常に強いところであるが、①「住宅」という個人資産に直接、補償とも取れる公的支援を行うことの問題をどう考えるか、②住宅再建という事後的復興支援策を強化すればするほど、地震保険等への加入、住宅の耐震改修など、事前の自助努力による取組みの推進に却って水をさすことになるのではないか、といった問題も考えられるところである。

このような諸点について、制度を担当する内閣府と当省との間で折衝が進められ、最終的には、12月22日における、財務大臣・防災担当大臣間での復活折衝により、資料3の制度改正の合意がなされたところである。

この合意のポイントは、以下の3点にあると思われる。

- 1) 新制度は、「住宅の再建」ではなく「居住の安定」に対する公費支援として位置付けるものであること。
- 2) 支給対象は、「真に手を差し伸べるべき者」に限定すること。
- 3) 地震保険などの自助努力で負担すべきものを除くとともに、既存の災害対策では対応困難な経費について、限度額を設けて実費相当額を助成するものとする。

【資料3】

被災者生活再建支援制度の拡充について
(平成16年12月22日合意(抄))

平成16年度予算額

被災者生活再建支援金補助金 300,000千円

居住安定支援制度の創設

被災者の居住の安定の確保による自立した生活の再建を支援するため、現行の被災者生活再建支援制度に加え、同制度を拡充する形で、下記の通り新たに居住安定支援制度を創設する。

(1) 支援金支給上限額

自宅が全壊(または全部解体)した世帯が、自宅再建又は新築等をする場合	200万円
自宅が半壊した世帯のうち、損壊等の程度が大規模(大規模半壊)である世帯が、自宅の補修をする場合	100万円
居住する住宅が全壊または大規模半壊した世帯が、賃貸住宅(公営住宅を除く)に入居する場合	50万円

- ※1 他の都道府県へ移転する場合は、対応する限度額の1/2とする。
- ※2 大規模半壊世帯または従前賃貸住宅入居世帯が自宅を新築等する場合は100万円とする。
- ※3 現行制度と同様、収入500万円超の対象世帯については、上記の支給限度額の1/2、単身世帯は複数世帯の3/4の額を限度とする。

(2) 支援対象経費

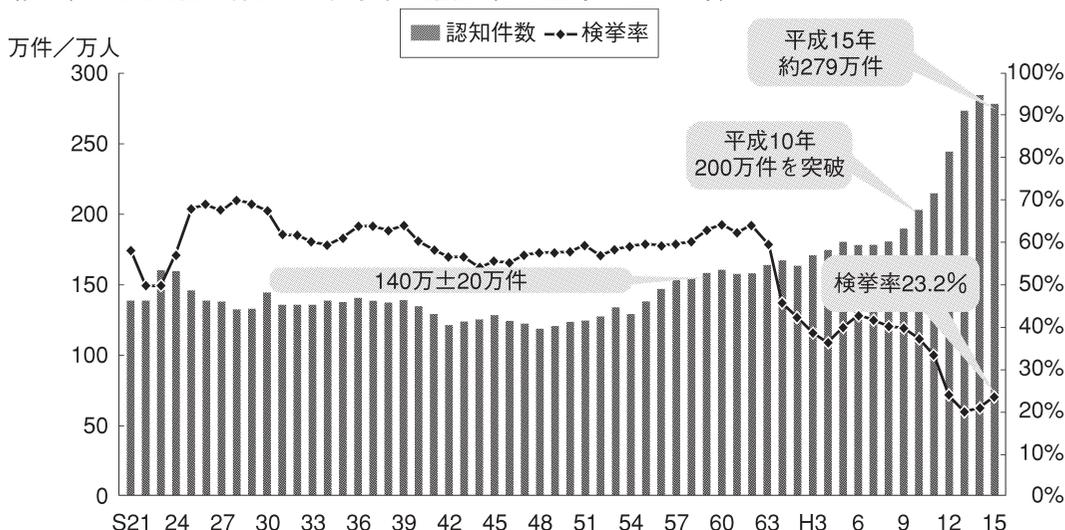
以下の居住関係経費を特別経費として認める。いずれも、原則として発災後3年以内(家賃等のみ2年以内)に支出される経費を対象とする。

- 被災世帯が居住する住宅の建て替え及び補修に係る解体及び整地に要する経費(実際に要する費用の70%を超えない範囲)
- 被災世帯が居住する住宅の建て替え及び補修に係る以下の借入金関係経費
 - ・ローン利子(借入金の利子で、借入利率のうち、1%を超え3.5%以下の部分の利率に相当する利子を対象とする)
 - ・ローン保証料
- 被災世帯が住宅を賃借する場合における当該住宅の家賃等(月額2万円を超える部分を対象とし、発災後2年以内に限る)
- 被災世帯が居住する住宅の建て替え及び補修に係る以下の諸経費
 - ・建築確認・完了検査等申請料
 - ・表示登記、所有権保存登記、抵当権設定登記に係る費用
 - ・仲介手数料
 - ・水道加入分担金

なお、支援金の支給にあたって、被災世帯が円滑に支給を受けられるよう、運用上十分配慮するものとする。

生活再建支援制度に係るその他の拡充
(略)

(表4) 刑法犯認知件数及び検挙率の推移(昭和21年～平成15年)



今後、この合意を踏まえた所要の法案が国会に提出され、審議が進められる見込みである。

3 治安・司法関連予算の概要

(1) 我が国の治安を巡る状況

近年、我が国の抱える課題の一つに、治安情勢の急激な悪化が挙げられる。平成14年の刑法犯認知件数は、少年犯罪の増加、不法滞在在外国人の急増等を背景として、約285万4,000件と7年連続で戦後最悪の水準を更新した。この水準は、戦後最も認知件数の少なかった昭和48年のおよそ2.4倍であり、また、平成10年と比べてもおよそ1.4倍に達する水準である。過去3年を見れば、刑法犯認知件数は年平均で約10%程度の高水準で急増している。平成15年には、同件数は約279万件と前年をやや下回る結果となったが、凶悪犯罪に限ってみれば前年を約9%上回るなど、引き続き、治安情勢の深刻さには変わりがない。

こうした犯罪の急増に反比例する形で、検挙率は低迷を続けている。昭和期には60%前後あった検挙率は、平成期に入り40%前後に低下し、

14年には20.8%と戦後最低であった13年(19.8%)に次ぐ低水準となった(表4)。

こうした状況を受けて、各方面から治安回復のための抜本的な対策の断行が強く求められているところである。社会の治安を確保するための取組は、犯罪予防、警察等による犯罪者の検挙、検察当局の取調べ、裁判、刑務所等による矯正、そして、出所者等の社会復帰支援等と多段階にわたる。治安を守るためには、これらのいずれの段階においても業務が円滑に流れることが必要であるが、上述の犯罪の急増により、いずれの段階においてもいわば「交通渋滞」が生じかねない状況に至っているのが今日の実情である。

特に、現在、早急な対策が求められるのは刑務所等の行刑施設における過剰収容問題である。犯罪件数の急増に対応して刑務所等における収容者数は激増しており、15年9月現在の行刑施設の収容率(収容者数/収容定員)は約106%に達している。刑務所は既に満杯状態に陥っているのである。

(2) 16年度予算における取組

こうした状況を受けて、政府は、15年9月、内閣総理大臣を本部長とし、全閣僚を本部員とする犯罪対策閣僚会議を設置し、12月には「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」を取りまとめた。同計画には、「世界一安全な国、日本」の復活を目指した包括的な施策として、

- ・平穏な暮らしを脅かす身近な犯罪の抑止
- ・社会全体で取り組む少年犯罪の抑止
- ・国境を越える脅威への対応
- ・組織犯罪等からの経済、社会への防護
- ・治安回復のための基盤整備

を実現するための包括的な諸施策が取りまとめられている。

16年度予算においても、厳しい財政事情の下で、治安対策については、上述の諸課題に対応する諸経費を重点的に盛り込んでいる。その概要を述べれば、第一は、治安対策に係る諸基盤の整備である。具体的には、犯罪件数の増加に伴う「交通渋滞」状況を脱するため、治安関係職員の増員、治安関係諸施設の整備を重点的に図ることとしている。第二は、犯罪類型に応じた各種の施策など、治安対策上の諸課題に対応したきめ細かな施策の実施である。

次節以降では、それぞれの詳細につき説明を行うこととしたい。

(3) 治安回復に向けた基盤の整備

① 地方警察官の増員

地方警察官については、14年度以降緊急に1万人増員することとされ、14年度4,500人、15年度4,000人の増員が図られた。この背景としては、上述の犯罪の急増とともに、地方警察官の負担人口（人口／地方警察官数）が国際的に見ても高水準であることが挙げられる（表5）。

この負担人口については、国民の銃器所持の有無等の各国固有の実情に応じて各国毎に適正

(表5) 警察官1人当たりの負担人口国際比較

	負担人口	調査年次
日 本	533人	2003年
イ ギ リ ス	395人	1998年
ア メ リ カ	385人	1996年
ド イ ツ	315人	1999年
フ ラ ン ス	293人	1999年
イ タ リ ア	276人	1999年

な水準があるものと考えられ必ずしも一律に比較できるものではないが、いずれにしても、犯罪の急増と併せ鑑みれば、地方警察官の一定の増員の必要性は認められる。他方で、「骨太の方針2003」で、「(4年間で)地財計画上人員を4万人以上純減」とされているとおり、地方財政の健全化のため地方公務員の純減を図る必要もある。

(注) 地方警察官の人件費は地方公共団体負担であり、地方財政計画上措置されている。

こうしたことを踏まえ、16年度予算では、地財計画上の地方公務員数を1万人純減させる一方で、上述の1万人増員計画の最後の年として、残余の1,500人の増員を図るとともに、更に1,650人の増員を図ることとし、計3,150人の増員に対応した所要の経費（装備品、警察教養にかかる経費等）を計上している。

なお、16年から、過年度に増員された地方警察官が訓練期間を終えて本格的に現場に配置され始める予定であり、その治安回復への貢献が大いに期待されるところである。

② 国の治安関係職員の増員

16年度予算では、国家公務員数全体を純減する中で、近年一定の増員を図ってきた治安関係職員を更に大幅に増員することとしている。具

(表 6) 治安関係定員の推移

(単位:人)

区 分	13年度		14年度		15年度		16年度 (案)	
	純増	純増	純増	末定員	増員	定割等	純増	
警察庁国家公務員	△ 33	△ 36	△ 38	8,101	67	△ 79	△ 12	
入 管 職 員	25	100	32	2,541	168	△ 18	150	
刑 務 所 等 職 員	△ 54	2	102	21,030	451	△ 178	273	
検 察 官	30	19	39	2,352	56	△ 4	52	
検 察 事 務 官 等	△ 56	△ 19	△ 23	8,986	147	△ 109	38	
公安調査庁職員	△ 54	△ 60	△ 45	1,486	21	△ 20	1	
国家公務員定員 (非 現 業)	△ 19,583	△ 2,691	△ 3,284	504,562	3,129	△ 3,574	△ 445	

体的には、収容者の急増に対応するため、刑務所職員等の矯正施設職員を451人増員するとともに、不法滞在外国人の急増、迅速かつ適正な入国審査実現の要請に対応するため、入管職員を168人増員することとし、併せて、検察行政の迅速かつ適正な遂行を確保するため、検察官56人、検察事務官等147人の増員を行うこととしている(表6参照)。

③治安の基盤となる施設の整備

職員の増員と併せて、治安の基盤となる治安関係施設についても重点的な予算配分を行うこととしている。16年度の公共投資関係費全体が3.3%減となる中で、刑務所等の諸施設の整備を図るため法務省施設費を対前年度9.5%増の約208億円を計上することとし、また、警察学校、機動隊等訓練施設、警察署、留置場等の警察活動を支える施設整備を図るため警察庁施設費を対前年度3.2%増の約322億円計上している。

特に、重点的に予算配分を行ったのが、上述のとおり過剰収容問題が深刻化している刑務所等の整備である。刑務所等における収容者数は、15年度に入り例年を2割程度上回るペースで急増したところであり、このペースで増加し続け

た場合には、現在の収容定員約7万3,000人に対し16年度末には収容者数は約8万人程度に至る恐れもある。

こうした状況を受けて、まずは15年度補正予算において、収容定員を緊急に約3,000人増加させるため、既存施設の増改築を中心とした施設整備を行うこととしたところであるが、16年度予算においても、更に2,000人を上回る収容定員増を図るための増改築等を行うこととした。法務省施設費の約8割を矯正施設整備のための経費に重点化し、前年度比12億円、7.2%増の179億円を計上したところである。以上により、15年度補正予算による対応と併せ、16年度中に刑務所等の行刑施設の定員は約5,000人以上増加し、約7万9,000人程度に至る予定である。併せて、過剰収容問題に対処するため従来より一時的な対応策として採られてきた施策、具体的には、6人部屋に簡易な2段ベットを置くことにより8人収容するなどの対応や、集会室等や比較的収容余力のある一部の病床等を収容部屋に転用するなどの対応を引き続き一層進めることとしている。以上により、仮に16年度末に収容者が約8万人程度に至った場合であってもこれに対応できる体制が整えられたものと考え

ている。

なお、併せて、過剰収容下においても収容者の人権を守り、かつ、その矯正を効果的に実施するための対策として、16年度予算では、刑務所等における医療体制の充実（医療機材、医療スタッフの充実）、人権研修など矯正職員研修の充実、監視カメラ等の収容関連資機材の整備等の対応も図ったところである。

④民間活力の活用

治安対策の基盤整備を図るに当っては、財政負担を極力抑制することに加え、犯罪情勢は時々の諸情勢に影響されることを踏まえ、機動的な対応が可能となるような仕組みを採ることも必要である。

こうした観点から、16年度予算においては、治安関連業務の民間委託を積極的に推進することとしている。民間委託を行うことにより、国が直接実施するよりも効率的かつ安価な体制整備が可能となるとともに、将来の業務量の変動に応じた委託数の増減を機動的に行うことができると期待できる訳である。

例を述べると、まず、法務省においては、行刑施設において、従来より実施してきた総務系業務等の民間委託に加え、正門警備等の保安業務にも一部民間委託を導入するとともに、入管収容施設の警備業務についても民間委託数を増加することとしている。これにより、法務省全体の民間委託数は15年度の121人から16年度は241人とほぼ倍増することとなる。

また、16年度予算では、大規模な刑務所2施設の新営につきPFI手法を活用することとし、関連する調査費等を計上している。行刑施設におけるPFI手法の活用には、単に施設建設のみならず、その運営についても、懲罰の実施等の収容者に対する直接的な公権力行使に当る分野を除き、収容部屋等の監視業務等も含

め幅広く民間委託を行う予定である。

(注) PFI刑務所2施設については、それぞれ19、20年度から供用開始予定である。

更に、警察庁においても、近年警察官OBを交番相談員として活用するなどの対策により、現役の警察官をできるだけ「現場」に配置するよう努めてきたところであるが、更に、膨大な人的投入を必要とする放置違法駐車取締りについて民間委託を可能するよう制度改正が行われる予定であり、関連の改正法案が16年度通常国会に提出されることとなっている。

(4) 犯罪類型等に応じた各種施策の推進

16年度予算においては、上述の基盤整備に加え、犯罪類型に応じた各種施策の推進を図ることとしており、表7はその概要を列挙したものである。

特に重点的な対策を講じた一例として、近年組織犯罪への関与が問題視され、現在約25万人程度国内に存在すると推計される不法滞在外国人への対策が挙げられる。

政府としては、「不法滞在外国人を5年で半減」することを目標として掲げているところであり、そのための施策として、16年度予算では、入管職員を168人増員することに加え、①不法入国の防止策、②不法に入国した者、在留期間切れ等により不法滞在者となった者の残留の防止策を強化するための経費を前年度比57.8%増、21億円計上している。具体的には、成田、関空等において偽造パスポート取締り資機材の強化を図るとともに、不法入国の抜け道と化している疑いのある地方海空港における出入国審査体制の強化を図るため、地方海空港に出入国審査のエキスパートを随時派遣し入国審査を充実強化することとしている。また、特に首都圏に集中していると見込まれる不法滞在者の摘発体制を強化するため、摘発専門の出張所である東京

(表7) 犯罪類型等に応じた各種施策の推進

- 1 街頭犯罪・少年非行防止対策
 - (1) 街頭犯罪・侵入犯罪対策の推進
(警察庁)・街頭緊急通報システム(スーパー防犯灯)の整備
・防犯性能の高い建物錠等の開発・普及促進、等
 - (2) 少年非行防止対策等の推進
(警察庁)・暴走族取締用資機材の増強整備、等
(法務省)・中学生サポートアクションプランの推進、等
- 2 組織犯罪対策・不法滞在外国人対策の充実強化
(警察庁)・警察庁の組織体制の強化(組織犯罪対策部(仮称)の新設)
・自動車ナンバー自動読取システムの整備、等
(法務省) 摘発専門の新宿出張所の拡充・機能強化、等
- 3 水際対策の充実強化
(各省庁)・事前旅客情報システム(APIIS)の構築(警察庁、法務省、税関)
・バイオメトリクス旅券の研究開発(法務省、外務省)
(法務省)・地方海空港審査の応援体制の充実、旅券偽造鑑識機器整備、等
(税関)・コンテナ貨物X線検査装置の整備、埠頭監視システムの整備、等
- 4 テロの未然防止と緊急事態への対処
(警察庁)・外事情報部(仮称)新設、国際テロ特別機動展開部隊の設置、等
・暗号強度を強化した新警察移动通信システムの整備、等
(法務省)・公安調査庁 監視所、監視用機材の整備、等
- 5 検察体制の充実強化(法務省)
・特捜・財政経済事犯対策充実強化、外国人犯罪対策充実強化、等

入管新宿出張所につき、定員増を初め大幅な出張強化を図ることとしている。

(5) 更生保護行政の充実強化

刑務所等を出所した者等の社会復帰支援も、再犯防止の観点から重要である。我が国では、従来より、この役割は官民協働、即ち、保護観察所を初めとする国と、民間人である保護司、民間人の経営する更生保護施設が担ってきたところである。近年の犯罪の急増を受け、保護観察事件もまた増加しているところであり、16年度予算では、これに対応して更生保護委託費、保護司実費弁償金等を十分に確保するとともに、併せて、新任保護司研修の充実、尿中薬物検査の実施等の措置を図り、保護司等の更生保護活動を一層充実強化することとしている。

保護司等の新しい役割として着目されるのは、その犯罪予防に果たす役割である。更生のプロである保護司と学校・地域社会との連携強化を

図ることにより、青少年の非行化を事前に防ぐことを目的として、平成14年度より中学生サポートアクションプランが開始されたところであるが、16年度予算では、対象校を更に99校拡大し、全国400校において同プランを実施することとしている。将来を担う青少年の健全な育成を、社会全体として後押ししようとするこうした試みこそ、我が国の治安回復、社会の健全化のための根本的な対応策として評価できるものであろう。

(6) 司法に関する対応

我が国の裁判の抱える課題の最たるものは、裁判数の増加とその複雑・専門化である。16年度予算では、裁判官につき15年度の45人を上回る52人の増員を図るとともに、知的財産関連訴訟など複雑専門化する裁判に対応するため専門委員制度の導入に係る経費を計上するなど、上述の課題に対策を講じている。

更に、今通常国会には、①国民の司法参加を拡大するための裁判員制度の導入、②被疑者段階における弁護士採用の有無に伴う不公平を是正するための被疑者国選弁護の導入、③ヤミ金被害等が多発する弁護士不在地域等において法律相談等の法律サービスを充実させることなどを目的とした総合法律支援制度の導入等に係る一連の司法制度改革関連法案が提出される予定である。

一連の治安対策と相まって、司法をより国民に身近なものとする司法制度改革が進展することにより、我が国の治安回復と社会の健全化が一層促進されることを願って止まない。

4 財務省関係予算

私の所掌している財務省所管予算は、財務省全体の192,931億円のうち国債費、経済協力費、予備費などを除く、財務本省、国税庁等の行政経費9,968億円（対前年度比▲0.8%）である。その中で特色のあるものとしては以下の2点があげられる。

(1) 税関関係の治安対策

けん銃、麻薬、覚せい剤等のいわゆる社会悪物品を水際で取締りを行う税関の治安対策に係る経費として、取締り機器の整備・充実、情報収集の強化を図ることとし、16年度予算では8,441百万円（対前年度比13%増）の予算を認め、コンテナ貨物大型 X 線検査装置（新規3式）、埠頭監視システム（新規10式）など取締り機器の整備を重点的に措置している。

(2) 国税電子申告・納税システム

電子政府実現の一環として、納税者利便の向上の観点からこれまで書面により行われていた申告、納税及び申請・届出等手続について、イ

ンターネット等でも行うことができるよう国税電子申告・納税システム（e-Tax）の開発・運用を行うこととしている。これまではシステムの開発を中心に行ってきたところであるが、16年2月に名古屋国税局管内からシステムの提供を開始し、同年6月には全国での利用を可能とする予定である。そのため16年度予算では、全国拡大に必要な経費として9,026百万円（対前年度比▲10.3%）を措置している。

なお、この事業については「基本方針2003」を踏まえ、16年度予算において試行的に導入する「モデル事業」として行うこととしている。

（文中意見にわたる部分は、筆者の私見である。）